

生徒支援部通信

田名部高校定時制

第6号 令和7年12月
文責 生徒支援部 菊池 諭

待ちに待った「冬休み」到来！！

今学期も生徒の皆さん一人一人が授業、行事、アルバイト、家事手伝い等を丁寧に実践することができました。何気ない日常を安心、安全に送ることができる幸せに感謝しながら、これからも豊かな生活を過ごしていきましょう。冬休み期間中はクリスマスやお正月、冬季ならではのアクティビティ等、楽しいイベントが沢山あります。家庭で過ごす時間も増え、様々な人と接する機会も増えることと思われます。「冬休みの生活心得」を確認して楽しい冬休みにしましょう。

1 「冬休みの生活心得」

「冬休みの生活心得」は、むつ警察署、むつ市教育委員会、下北教育事務所、下北むつ地区の小学校・中学校・高等学校等で組織された「むつ市学校警察連絡協議会」が、毎年冬休み前に各学校に申し合わせ共通指導事項として示しているものです。主な内容は以下の（1）～（6）です。

（1）外出時間について（一部改変、加筆）

- ア 帰宅時間は、高校生は21時までです。
- イ 年末年始の深夜営業店舗は保護者同伴でも21時以降は出入りしてはいけません。



（2）遊び・外泊について

- ア 溜まり場をつくらないようにしましょう。
- イ カラオケボックス、ゲームセンター、ネットカフェ等の利用はルールとマナーを守りましょう。
- ウ 無免許運転、住居侵入罪（不法侵入）、飲酒・喫煙等の法律違反行為は絶対にしない。
- エ パチンコ店への出入りはやめましょう。
- オ 外泊は控えましょう。友達の家に泊まったり、友達を泊めたりしないようにしましょう。

（3）頭髪や服装について

- ア 適切な服装を心がけましょう。
- イ 周りの気分を害する容儀は控えましょう。



（4）公共の場での言動に注意しましょう

- ア 図書館や下北文化会館等の公共の場やスポーツ施設を利用する際にはマナーを守り、公共物は丁寧に利用しましょう。



（5）交通安全や事故について

- ア 雪道における交通事故の防止
 - （ア）雪道での転倒を防ぐため、外出時は冬用の滑りにくいシューズ等を履きましょう。
 - （イ）自動車を運転する際は、車間距離を十分に取り、道路状況に応じた無理のない運転に努めましょう。大雪、暴風雪等が予想される場合には車両の運転は避けましょう。
 - （ウ）降雪や積雪時、路面凍結の恐れがある場合は、自転車に乗らないようにしましょう。

イ 冬期間の事故防止

- (ア) 建造物からの落雪、雪崩、雪下ろしや除排雪作業時の事故に注意しましょう。
- (イ) 河川や湖沼池、用水路や融雪溝、除排雪車両や歩行型ロータリー除雪機の周辺等、危険な場所には近づかないようにしましょう。

ウ スノーボード、スキー、スケート等をする際は、危険な滑走をしないようにしましょう。
また、立ち入り禁止区域には入らないようにしましょう。

エ 暴風雪等の気象災害に備え、家族と緊急連絡方法等の確認をしましょう。また、車両が立ち往生した場合を想定した備えを整えましょう。車両内待機時には一酸化炭素中毒防止に留意しましょう。

オ 冬山登山は行わない。



(6) その他

ア 見知らぬ人の誘いに安易にのらないようにしよう。

声がけ事案は冬季にも発生しています。見知らぬ人に声をかけられても、ついて行ったり、車に乗ったりしないようにしましょう。何かあった場合にはすぐに警察に連絡し、その後、保護者等や学校へ連絡をしましょう。合わせて可能な限りその人の身体的な特徴や、車のナンバーや車種・色等を覚えておくことも重要です。ナンバーは全て覚えていなくても1つの文字・数字でも車の絞り込みに役立つそうです。

イ インターネットのトラブルに気をつけよう。

パソコン・スマートフォン・Wi-Fi 経由でのゲーム・音楽プレイヤー等、インターネットに接続できる環境において、自分で気づかぬうちに犯罪に結びつくような使い方をしていないか、慎重に確認しましょう。LINE やX(旧 Twitter)、Instagram 等のSNSサイトを利用する際には誹謗中傷やいじめにあたる書き込みなどをしないようにしましょう。また、SNSを利用した悪意ある誘い出し、闇バイト、ワンクリック詐欺や架空請求等の被害も拡大しています。安易な使い方をしてトラブルに巻き込まれることの無いように十分注意しましょう。



ウ 金銭トラブルに気をつけよう。

冬休みはクリスマスやお正月のお年玉等、夏休みに比べて高額なお金を持ち歩く機会が多くなります。安易な金銭の貸し借りは絶対にしないようにしましょう。また、最近はギフトカードやSNS等による金銭の受け渡しも増えています。これらも現金の受け渡しと同様、絶対に貸し借りしないようにしましょう。

エ 困ったことが起きそうな時、困ったことが起きた時のSOSの出し方を確認しよう。

自分の心や身体の危険に気づいた時は、身近な信頼できる大人3名まで相談しましょう。

また、「24時間子どもSOSダイヤル」0120-0-78310等の電話相談

窓口やSNS等を活用した相談窓口も積極的に活用しましょう。

オ 新たに把握された玩具と称した真正拳銃について確認しましょう。

令和7年7月、警察庁より国内で流通している海外製の玩具拳銃が真正拳銃と同様の発射機能を有していることが確認されたとの報道発表がありました。このような拳銃を輸入・所持・販売等することは違法です。持っている方は令和7年12月31日の回収期限までに最寄りの警察署に提出してください。



【警視庁Webサイトより】